

知事が定める額等（令和5年度）

1 区分	2 基準額	3 対象経費
医療機器	1か所当たり 17,035千円	分娩取扱助産所として必要な医療機器の購入費
情報通信機器等	1か所当たり 400千円	嘱託医師等への相談等を行うために使用する画像等が共有可能な情報通信機器等の初期経費（パソコン、タブレット（スマートフォンは除く。）、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等） ※ リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外。 ※ 専ら嘱託医師等への相談等に使用する機器等に限る。

（注）上記基準単価を補助金算出の限度とする。